

新しい生活への第一歩
引っ越しの手続きは確実に！



住所変更の手続きは最寄りの地域センターへ！

あじさいコール
(☎ 822-8888)

- 届出人** 本人か同じ世帯のかた。代理人の場合は、委任状が必要です。※**本人確認書類を持参。**
- 受付時間** 平日の午前8時45分～午後5時30分 ※池島事務所は午前8時～午後4時45分
- 届出窓口** 地域センター、事務所、地区事務所（地区事務所は、申請や届け出の内容により、一部取り扱いできない場合があります。詳しくはお尋ねを。）

※外国籍のかたが住所変更する場合は、住所変更するかた全員の在留カードが必要です。

※大学入学などで自宅を離れる場合は、必ず住民異動の届け出をしてください。

内容	届け出に必要なもの
<p>転入 (市外からの異動) 引っ越した日から14日以内に手続きを。</p>	<p><input type="checkbox"/> 転出証明書またはマイナンバーカードか住民基本台帳カード ※前住所地の市区町村で転出の届け出が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 次の書類で所有しているもの全て（手続きの時点で有効なものに限る） マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード／住民基本台帳カード／年金手帳／後期高齢者医療負担区分等証明書（県外からの転入者）／介護保険受給資格証明書／被爆者健康手帳・手当証書／障害者手帳／母子健康手帳（妊婦・1歳未満の子）</p>
<p>転居 (市内間の異動) 引っ越した日から14日以内に手続きを。</p>	<p><input type="checkbox"/> 次の書類で所有しているもの全て（手続きの時点で有効なものに限る） マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード／住民基本台帳カード／国民健康保険被保険者証／後期高齢者医療被保険者証／介護保険被保険者証／被爆者健康手帳・手当証書／障害者手帳</p>
<p>転出 (市外への異動) 手続きは引っ越し予定日の1カ月前から。</p>	<p><input type="checkbox"/> 次の書類で所有しているもの全て（手続きの時点で有効なものに限る） 印鑑登録証／マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード／国民健康保険被保険者証／後期高齢者医療被保険者証／介護保険被保険者証／子ども・ひとり親家庭福祉医療受給者証</p>

●**転入・転居のあとの自治会加入の方法**

次の①～③のいずれか。①お住まいの地域の自治会長や役員に直接。②自治振興課または地域センターに設置してある「自治会加入申込書」にご記入後、設置してある窓口に提出。③市のホームページから申し込み。右のQRコードを読み込んでください。



引っ越し時のごみ。どうしたらいいの？

廃棄物対策課 (☎ 829-1159)

【ごみステーションに出す場合】

一度に出せるごみは、1種類につき3袋までです。

【粗大ごみを出す場合】

タンスや自転車など大きくて指定ごみ袋に入らないもの、金庫など固いもの、カセットコンロ等の発火装置があるものなどは粗大ごみです。市ホームページ「粗大ごみの出し方」などに記載の業者に収集を依頼するか（有料。1回の収集で2個まで）、右記①、②の方法で処理してください。

【多量のごみを出す場合】

次のいずれかの方法で処理してください。（有料）

- ①処理場に搬入… 廃棄物対策課（市役所別館4階）か地域センターで「搬入券」を受領後に搬入。
- ②専門業者に依頼… 一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者に直接依頼。

【市では収集できないごみ】

長さ2m以上、重さ60kg以上、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、産業廃棄物、リチウムイオン電池等の小型充電池、消火器など

※詳しくは、市ホームページまたは地域センターにあるごみの分別チラシをご覧ください。



ポイント! 窓口での混雑を少しでも避けるには!

春の引っ越しシーズンは中央地域センター（市役所本館 1 階）の窓口が混み合います。また、無料の駐車場はありませんのでご了承ください。少しでも窓口での待ち時間を短縮するために次の点をご確認ください。

●手続きは、市役所本館以外でもできます

お引っ越しの手続きは、中央地域センター以外の地域センターでもできます（上下水道の廃止・開始の手続きは除く）。最寄りの地域センターへお越しください。

●混み合う期日、時間帯を避ける

月初めや休みの翌日（月曜日）など、平日の午前 11 時～午後 3 時が大変混み合います。多いと予想される日を避け、比較的朝早い時間帯（午前 8 時 45 分～10 時）をご利用ください。

●事前に必要書類を確認する

手続き前に書類がそろっているか再度確認してください。特に代理人による手続きの場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

●必要な手続きだけを行う

住所変更と同時に住民票交付や印鑑登録を行う場合、手続きに数時間かかる場合があります。すぐに行う必要がない場合、住所変更以外の手続きは、引っ越しシーズンが終わってから行うことも、時間短縮の一つの方法です。



臨時開庁のお知らせ

他の市町村などに照会が必要な手続きなど、一部お取り扱いができません

開庁日時：3/22（日）・29（日）、4/5（日）の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

※ 3/22（日）は、マイナンバーカードの申請・交付はお取り扱いができません。

臨時開庁日に届け出ができるもの		場所	問い合わせ
住民異動届／戸籍届／印鑑登録／マイナンバー通知カードの交付／ マイナンバーカードの申請・交付*／国民健康保険・国民年金の加入・喪失届／ 就学通知書の交付（新小学 1 年生・新中学 1 年生）		【本館 1 階】 中央地域センター	あじさいコール ☎ 822-8888 （午前 8 時 ～午後 8 時） 年中無休
戸籍・住民票・印鑑登録にかかる各種証明書の交付／ 市税に係る証明書の交付（営業証明書、未申告の所得・課税証明書、未申告の課税証明書、固定資産税にかかる証明書を除く）			
遠隔地の国民健康保険証の発行			
児童手当、児童扶養手当、子ども・ひとり親家庭・寡婦福祉医療の手続き		【本館 2 階】 収納課	
市税などの納付	納期限内のもの 納期限を過ぎたもの		
小・中学校の転入学手続き		【本館 4 階】 学校教育課	☎ 829-1196
上下水道の使用（開始・廃止）の手続き （電話でも手続きできます。料金の支払いはできません。）		【別館 2 階】 料金サービス課 料金受付センター	☎ 829-1207



水道・下水道の手続きは?

上下水道局料金サービス課 料金受付センター
（☎ 829-1207）

引っ越しの 3 日前までに、上下水道局料金サービス課 料金受付センター（市役所別館 2 階）へ届け出をしてください。電話や窓口での受け付けは、平日：午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分です。また、上下水道局のホームページで、「使用開始・廃止」の申し込みが 24 時間できます。詳しくは、右の QR コードを読み込んでください。

